

金山町高齢者安全運転支援事業費補助金

(かねやまサポカー補助金)

○交付申請から支援までの流れ

1. 申請のタイミング

- ・車検証や車両のナンバーが写った写真などが必要です。自動車の新車登録または移転登録後に申請をお願いします。
- ・先進安全装置を後付けした場合は、取付工賃に係る領収書などが必要になりますので、当該取付作業に係る支払いが完了した後に申請をお願いします。
- ・年度内の申請が必要です。年度末にサポカーを購入または設置した方は、早めの申請をお願いします。

2. 交付申請時に必要なもの

- ☐ 令和7年度金山町高齢者安全運転支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ☐ 自動車検査証(車検証)の写し
- ☐ 自動車販売店等が作成した先進安全自動車販売(先進安全装置設置)証明書(様式第2号)
- ☐ 売買契約書又は注文書の写し(先進安全自動車を購入した場合)
- ☐ 領収書の写し(先進安全装置を設置(後付け)した場合)
- ☐ 自動車運転免許証の写し
- ☐ 車両全体の写真(ナンバーを写したもの)
- ☐ 請求書(様式第4号)

※様式第2号は、自動車販売店(ディーラー)または先進安全装置を取付した店舗からの記入をお願いします。

3. 補助金の支払いについて

- ・申請内容が適正と認められた場合、町から交付決定通知(様式第3号)を送付します。
- ・支払いは交付決定通知の到達後約1か月後となります。